

請願・陳情とは

市政などに対して意見や要望があるときは、誰でも議会に請願や陳情を提出することができます。

請願と陳情の違いは、請願の場合は1名以上の議員の紹介が必要で、陳情には不要という点です。

作成の注意点

決められた書式はありませんが、注意事項は次のとおりです。

- ◇日本語で書く。
- ◇「件名」、請願（陳情）の「要旨」、「理由」を記入する。
- ◇提出年月日、請願（陳情）者の住所、氏名（団体の場合は名称と代表者名）を記入し押印する。
- ◇請願書は、表紙に紹介議員（1人以上）の記名押印をする。※陳情の場合は不要。
- ◇請願（陳情）者が多数の場合は代表者を明記する。
- ◇請願（陳情）の趣旨を説明するための図面などが必要な場合は添付する。
- ◇内容が数件に及ぶ場合は1件ごとに作成する。
- ◇提出の宛名は「海老名市議会議長 倉橋 正美」となります（令和3年2月1日現在）。

提出の方法

議会事務局（市庁舎6階）にお持ちください。郵送でも受け付けますが、請願や陳情はその趣旨からいっても直接提出することが望ましく、請願は直接提出されることが通例ですが、陳情は、取扱基準において「郵送された陳情は全議員に配布する」とされていますので、できるだけ直接提出をお勧めします。

提出期限

提出期限は特にありませんが、定例会開会日の8日前までに議会事務局に提出されたものを、その定例会

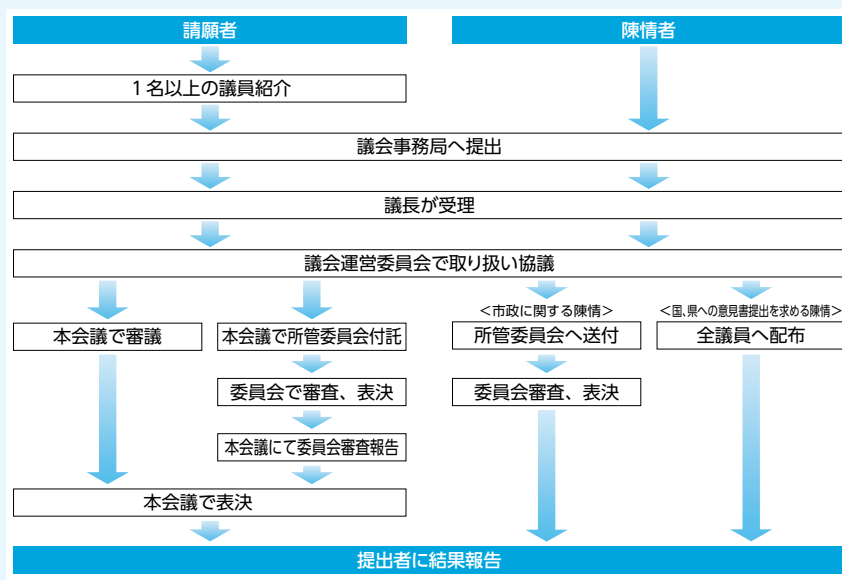
で取り扱います。（3月定例会は2月17日（水）午後5時15分締切。）

それ以降に提出された場合は、原則次回の定例会の取り扱いとなります。

請願・陳情者の発言機会の保障

提出した請願（陳情）が市政に関する内容の場合、その趣旨・願意を所管委員会委員に対し、請願（陳情）者が直接伝える機会を設けています。

詳しくは議会事務局まで、お問い合わせください。



議会日誌

- 11月
 - 6・議会運営委員会
 - ・議員全員協議会
 - 13・議会運営委員会
 - ・第6回臨時会
 - 24・議会運営委員会
 - ・議会運営委員会
 - 30・第4回定例会1日目
- 12月
 - 4・総務常任委員会
 - ・予算決算常任委員会
 - 7・文教社会常任委員会
 - ・予算決算常任委員会
 - 8・経済建設常任委員会
 - ・第4回定例会2日目（一般質問）
 - 10・第4回定例会3日目（一般質問）
 - 11・第4回定例会4日目
 - 16・議会運営委員会
 - ・第4回定例会4日目
 - ・予算決算常任委員会
 - ・予算決算常任委員会
 - ・議員全員協議会
 - 8・議員全員協議会
 - ・広報委員会

《訂正とお詫び》

令和2年11月1日発行のえびな市議会だより（第197号）の3ページ、決算に対する討論の概要の記事の中で誤りがありました。お詫びを申し上げるとともに、次のとおり訂正いたします。

特別会計の歳入決算額の対前年度伸率
誤「14・0％」↓ 正「3・0％」
特別会計の歳入決算額の対前年度伸率
誤「10・1％」↓ 正「1・8％」
合計の歳入決算額の対前年度伸率
誤「12・9％」↓ 正「5・0％」
合計の歳入決算額の対前年度伸率
誤「13・5％」↓ 正「5・1％」